The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	重層する「外地」における妾 : 植民地・台湾の『陳夫人』
Author(s)	鄭, 卉芸
Citation	日本学報. 2014, 33, p. 31-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27051
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

重層する「外地」における妾
――植民地・台湾の『陳夫人』――

鄭　　卉　芸

目次

はじめに「外地」とは
１．日本帝国の「外地」の妾
　１．１「慣習」と「陋習」のあわい
　１．２「外地」における「慣習」
　１．３「異法人域」としての「外地」
２．『陳夫人』からみる「外地」の妾
　２．１　妾の子供
　２．２　妾の恋愛
　２．３　妾の家出
おわりに

はじめに　「外地」とは

戦前の日本において、「外地」とは、所謂「内地」以外の領有地、すなわち朝鮮、台湾、樺太[1)]などを指す。一見したところ単に地理的な概念を表していると思われるが、実は「内地」と「外地」の画定は日本帝国内の法秩序と深く関わっている。法令上の用語としての「外地」の概念については、法学者において諸説がみられるが、ここで詳細に立ち入ることを差し控え、代表的な説明として憲法学者の清宮四郎による定義を紹介する。

> （中略）一国の領土（純領土および準領土を含む）内のある部分領土について、領土としての素質・機能においていまだ統一的領土に編入せられ得ない事情が存し、そこには全国にわたる統一的統治の除外例が認められ、該部分領土に通用する統治行為の定立の仕方が憲法に普通に定められたものと原理を異にし、しかも該部分領土に通用する法が一つの部分法体系を形成すると見られる場合に、かかる部分領土を外地といふ。これに対して普通の仕方において統治行為の定立せられる領土を内地または本土

と称し得る。[2)]

清宮の述べた定義によれば、「外地」というのは、一国の領土内における「統一的領土に編入せられ得ない事情が存」する「異法領域」として了解することができ、地理的概念だけでは捉えられない「外地」の一端が垣間見える。ところで、清宮の説明において述べられている「編入せられ得ない事情」とは何であったか。

日本の植民地法制の展開において、戸籍制度はいかなる機能を果たしたのかを追究してきた遠藤正敬は、その事情とは、日本の法秩序と相容れない各植民地の「旧慣」が存続していることだと指摘している。そういった事情により、台湾では台湾総督による「律令」、朝鮮では、朝鮮総督による「制令」という特別立法措置が認められ、「内地」の法制と異なる「除外例」が容認されていた。また、この政策の影響で、帝国日本の領土において戸籍法の制定が統一的に行われなかったため、「日本国民」の中で地域籍の標識を以て、「内地人」と「外地人」の区別ができ、その身分に基づいて法的には異なる取り扱いを受ける[3)]。たとえば、兵役義務が原則として「内地人」にのみ課せられることや、外地在勤の官吏に与えられる加俸と退官後の恩給における加算を受ける資格が「内地人」のみに認められることなどが挙げられる。そう考えると、「外地」というのは、「異法領域」に留まらず、「異法人域」[4)]でもある。戦前の日本帝国において、戸籍法の適用を受ける「内地人」と戸籍法を受けぬ「外地人」は相互に身分変更の自由がなく、「内地」と「外地」の待遇の峻別は、その両者の間に従属関係を創出し、「内」が優位にあるという人々の心理を形成していた。

これまで述べたところから見ると、「内地」と「外地」という画定はまるで揺るぎのないもののように思われるが、その自明さを再考させる、植民地時期のある文学作品『陳夫人』[5)]を紹介したい。

『陳夫人』というのは、庄司総一による二部構成の長編小説である。第一部「夫婦」は1940年11月、通文閣から出版され、その好評を受け、1941年の4月23日から5月4日にかけて、東京・文学座で上演された[6)]。翌年の7月、第二部「親子」が刊行され、1943年、『陳夫人』は第一回大東亜文学賞を受賞している。

それほどまでに注目を集めた「陳夫人」とは誰であり、『陳夫人』はいったい誰の物語であったか。そのタイトルからは、陳という男と結婚した女性であるという推測しかつかない。頁をめくるまで、『陳夫人』の主人公が、台湾台南の資産家陳家の長男と結婚した「内地人」の五十嵐安子であるということを知るすべもない。このような事態が生じたのは、「内地人」と「外地人」の区別に使われていた戸籍制度には、さらに日本民法による「家」の「内」と「外」が内蔵されていたことに起因する。「家」に包摂されつつも、周縁化された位置にいる女性は、婚姻行為により「父の家」から「夫の家」へ入り、夫の氏を称さ

なければならない。その結果、五十嵐安子は余儀なく、「内地人」から「外地人」である「陳夫人」となり、「内地」の中でさえ、異法人域の「外地」が存在することを露呈している。

作品の出版時期、題材から考えると、『陳夫人』が日本及び台湾で成功を収めたのも意外ではない。1920年以降、台湾最初の文官総督・田健治郎が唱えた内地延長主義、1937年の日中戦争の勃発以降、総督府によって推進された皇民化運動、これらの政策に共通するのは異民族の融合という大きな課題であった。こうした情勢の中で、「内台共婚」は植民地支配政策の根幹と関わる「内台人の同化融合」の表徴とも見做されたのである。『陳夫人』が日、台両地で大反響を呼んだのは、切実な時局問題と四つに取り組んだという作品の一面が評価されたと言えよう。実際、これまで『陳夫人』は、五十嵐安子が陳家での半生を通じて浮き彫りにした「内台共婚」の問題について様々な角度から読まれてきた[7)]。その中でも、特に各論者の関心を引いたのは、異民族融合の最大の障害物――血統、である。

台湾最初の社会学者陳紹馨が『陳夫人』の書評において提起した、「はたして『血』は越えられない宿命的な障壁であらうか」[8)]という問題は、多くの台湾人作家による所謂皇民文学の重要なテーマでもあった。台湾文学の研究者星名宏修によると、皇民文学者は、台湾人であるがゆえに受けた差別を克服するため、「台湾人から日本人（もしくは「皇民」）へと自らの『血』を切り替えようとする」のに反して、説得的に作品化することができなかったものの、『陳夫人』では、日台の混血児が台湾人としての自己を積極的に受け入れるという道を用意している[9)]。無論、植民地統治をめぐる血の問題は支配側にとっても、被支配側にとっても重要な課題であったが、「内地」と「外地」の関係を「血」の違いということの一点のみに集約することで、前述したように、『陳夫人』の作品名から浮かび上がった「内地」のなかの「外地」の存在が見えなくなるのではないか。本稿においては、その視点を手がかりにして、『陳夫人』を読み返したい。

一方において日本帝国内の「内地」と「外地」という区分があり、また、他方においてジェンダーにより成された家内の「核心」と「周縁」が存し、それだけでも、『陳夫人』に登場した「内」と「外」の心理が複雑な様相になっているが、この小説は更なる錯綜した「内」と「外」の関係を描いている。実は、作品において五十嵐安子は唯一の「陳夫人」ではない。既に結婚している陳家の家長、次男と三男には勿論それぞれ「陳夫人」と呼ばれる妻がいた。また、植民地台湾という文脈に即して考えれば、「陳夫人」と呼ばれるものは何も「妻」だけではあるまい。陳家の「妾」たちも合法的な「陳夫人」になる。

もっとも、妾制度は台湾特有の慣習ではなく、中国、日本や韓国においても存在していた。しかし、日本の妾制度は旧刑法の施行と共に法律上消滅したこととなり、次いで韓国、そして、1922年には中国も法律上の廃妾を実現したのに対し、台湾では、日本統治期を

通じて、「外地」に通用する慣習に依る特殊統治が行われ、妾は法律上妻に準じるものとして容認されていた。その存在自体は「外地」としての「異法領域」及び「異法人域」を端的に表しているが、『陳夫人』においては、彼女らの人物設定によって、既に言及した地域、ジェンダーのほか、階級、人種・エスニシティに関わる様々な「内」と「外」の分別が浮き上がり、相互作用する。

本稿は、『陳夫人』における妾たちに焦点を当て、雑誌・新聞記事の検討を通じ、戦前の「内地」と「外地」の関係を、他にも生活の中に存在する幾つかの「内」と「外」の関係と合わせて考察する。その目的は、植民地時代を生き抜いた妾の生き様を浮き彫りすることによって、「内」と「外」による差別構造を明白する上で、その錯綜した関係から、「内」と「外」の境界は如何に曖昧なものであるかを呈し、絶対的な優位にある「内」の存在の自明さを問い直すことである。

1．日本帝国の「外地」の妾

『陳夫人』について言及した戦中の文章に一通り目を通すと、既に述べた理由のほか、当時この作品が評価された、もう一つ重要な理由があることがわかる。それは、台湾の風俗習慣を正しく把握した上で、自然な形で表現し、且つ多く取り上げた点である。たとえば、先ほど紹介した陳紹馨は、以下のように述べている。

> 台湾の社会、民俗を扱ふに当つて作者庄司総一氏は高い処から見下してゐるものでなく、小ぎたない本島人社会にある程度迄ふみ込み、骨折つて研究し、温い心を以て理解しようと試み、且つ之を善くして行かうとする「善意」に充ちてゐる事は歴然紙面に現れてゐる。此真摯な態度と建設的な精神は、今迄の台湾を扱つたものにあまり感ぜられない処であり、本島人間においても「陳夫人」が相当好感を有たれてゐるのはそのためであらう。[10]

前述のように、植民地法体制を確立する際に、日本政府はむやみに日本の民情に基づいた法令を施行した場合、統治上において弊害が生じかねないことから、特殊立法措置が適用される領域の存在を認めるものとなり、その結果として「内地」と「外地」が生成したのであった。その政策決定は、植民地支配の円滑な運営を図るためといった実利的な目的を有するとは言え、善意に解釈すれば、現地の慣習を重んずる統治の態度に依拠したものとも言える。ところが、上に引いた陳紹馨の書評をみると、「外地」の慣習に向けられた眼差しは必ずしも「善意」に充ちたものではなかったことが仄見える。もう一歩踏み込んで考えれば、そもそも植民地支配側が進めた慣習による「外地」の特殊統治は、被支配側

の目にいったいどのように映ったのか。

この問題を考察するにあたって、本稿において『陳夫人』を読み返す糸口となる妾に焦点を合わせて、台湾の妾制度が存続することとなった経緯を追いながら、「内地」と「外地」の関係において慣習が果たした機能をみていきたい。

１．１　「慣習」と「陋習」のあわい

台湾社会において蓄妾の問題が注目を浴びるようになったのは、1920年代のことであった。その背景には、第一次世界大戦後、世界的革命思潮に触発された台湾の新知識人による二つの重要な動きがあった。一つは、民族自決の原則に基く台湾議会設置請願運動の発足、もう一つは、「恋愛」という新しい観念との遭遇により、青年男女は婚姻の自主性を求め、既存の婚姻形式の変革についての関心が高まったことである。当時の雑誌や新聞には、蓄妾、養媳[11]など人身売買の色彩を帯びる旧式婚姻様式を撤廃する声が噴出した。そういった社会的動きと並行し、妾制度の存廃に関わった法制の議論は、台湾総督府評議会が主体となる、日本の民商法の施行をめぐる論争の下で展開された。以下ではまず、台湾総督府評議会の設置から見てみよう。

台湾総督府評議会とは、1921年６月１日台湾総督府より発布した「評議會官制」によって、「台湾総督ノ監督ニ属シ其の諮問ニ応シ意見ヲ開申ス」ることを任務とする、官民よりなる組織である。会長は台湾総督、副会長は台湾総督府総務長官が務める。会員は全て官選であり、台湾総督が総督府部内の高等官員及び台湾に在住する「学識経験アル者」の中より任命し、定員は25名である[12]。この評議会の設置の背景には、第一次世界大戦後の民族自決の思潮の影響で芽生えた台湾議会設置請願運動があった。その目的は、台湾議会の設置により、台湾人が台湾総督の立法権（律令制定権）の行使に協賛権を得ることによって、その専制統治の改善を図り、台湾の自治を求めることにある。1921年１月30日から1934年３月15日までに15回にわたって、日本の帝国議会に対する請願が行われた。しかし、請願はすべて「不採択」、もしくは「審議未了」などの理由で却下された[13]。上述した台湾総督府評議会の制度をみると、この評議会はあくまでも諮問機関であり、決議機関ではないが、台湾議会設置請願運動の中心人物林献堂や資金提供の有力者顔雲年、辜顕栄などが会員として選抜されたことからみれば、評議会は台湾議会設置請願運動を抑制する一種の懐柔策であったと言えよう。

さて、官選の植民地エリートはどれほどに台湾人の民意を反映できるかという疑問はあるにせよ、台湾総督府の評議会においては、初めて台湾人側に慣習の存廃についての意見を諮った。その第一回会議では、妾については「日本民法」及び「文明国の法制」が認めないものとし、また「中華民国の民律草案」にも認められないという理由を挙げ、廃止す

るという方向を示した[14]。評議会員を務めた台湾人士紳の顔雲年、黄欣も蓄妾を「支那伝来の陋習」と見做し、中華民国民律にも許されない今、「一夫一婦」という「世界的」な原則に即した日本民法の施行を以て廃止すべきだと主張した[15]。日本民法という近代法制の適用の文脈の中で言及されたこともあって、蓄妾とは個人の問題ではなく、「文明国」が容認できない「陋習」と見做され、しかもこの「陋習」の源の中国さえ蓄妾制の廃止を図ったということが強調されていた。ここで注目したいのは、蓄妾をめぐる論議において、日本民法全面施行論者が蓄妾を伝統中国と関連づけることで、蓄妾は「外地」の慣習から「外国」の昔の陋習へ転じ、且つ「内国」の現在の陋習であるとみた点である。更なる「外」を持ち込むことにより、「外地」であるがゆえに差別待遇を受けた台湾の位置から脱出しようとする試みが窺える[16]。

1921年６月から1922年６月まで、三回の会議を通して議論した結果、評議会員の議決により、相続編には除外例を設けるが親族編に除外例を設けないということとなり、法制上の廃妾の実現はほぼ決定的となっていた。ところが、総督田健治郎が「親族法ハ除外例ヲ置イテ呉レト云フ決議ガナイニ拘ハラズ之ヲ施行スルトシテハ非常ナ面倒ガ生ズル。相続編ヲ施行セヌデ、親族編ヲ施行スルニハ相続ト親族ノ関係デ非常ニ六ケ敷イ事ガ起ルト思フ」という理由を挙げ、親族編にも除外例を設けるという決定に至った。そして、1922年９月16日に発布した勅令第四〇七号「台湾ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件」の第五条「本島人ノミノ親族及相続ニ関スル事項ニ付テハ民法第四編及第五編ノ規定ヲ適用セズ別ニ定ムルモノヲ除クノ外慣習ニ依ル」を以て、蓄妾を含み、招入婚[17]、養媳などの慣習が存続することとなった。

１．２　「外地」における「慣習」

慣習による特殊統治。繰り返しになるが、「内地」と「外地」の生成はここから始まった。フェミニズムの視点から台湾の法律史の展開を考察してきた陳昭如は植民地支配において慣習、即ち「当地の伝統」は非常に重要な機能を果たしていたと述べ、特に宗主国の優越性を打ち立てる上で、植民地法院が「伝統」を認定する権力が欠かせなかったと指摘している[18]。当時の植民地法院において慣習はどのように位置づけられたかという質問に対して、第一回の評議会において、法務部長の長尾景徳は以下のように答えていた。

> （中略）法律適用ノ大原則ニ依ッテ法律ヲ適用スル法律ガナイトキハ慣習ヲ適用スル、慣習ノナイトキハ条理ニ依ッテ裁判スル若シ係争事項ニコレニ適当ナル慣習ハナイ或ハ有ッテモ不明ノトキハ条理ニ依ッテ係争事項ヲ裁断スル、其ノ条理ハ台湾ノ裁判官ノ頭ノ条理デ台湾ノ法官ハ■[19]ク内地ヨリ参リマシテコヽデ裁判官ニナッタ人ハ殆ド

ナイ、内地ニ於テ法律ヲ研究シ裁判官ニ成ッテ来タノデ多ク民法ヲ研究シテ居ル頭デアルカラ条理ヲ拈出スルニ付テモ主トシテ民法ノ法規ニ基ク観念ヲ以テ条理トシテ居ル……[20]

要するに、慣習による特殊統治とは言え、その「慣習／伝統」は法院の裁判官により認定されたものだけが効力を持つ。不適当や不明な「慣習／伝統」は「裁判官の頭の条理」、すなわち日本民法の法理によって否定される。この「伝統」を決定する権力は如何に植民地支配の正当化に使われていたのか。1919年に提起された妾による前代未聞の訴訟を通して問題点を掘り下げよう。

それは、台湾嘉義庁哆囉嘓西堡吉貝要庄六十三番地の朱成に対して、妾の程氏菜籃が離婚を請求した事件である。程氏菜籃は1917年に夫家に入ってから、長期にわたって夫及び正妻の虐待を受け、更に1919年５月に妊娠中にもかかわらず、夫と正妻に殴打され全治一週間の怪我を負わされた。程氏菜籃は夫に対し離縁を求めたが、夫に拒否された末、程氏は離縁の認定、及び訴訟費用を被告（夫）が負担することを求める訴訟を起こした。裁判の結果、裁判官は従来台湾の妾が離縁権を有しない慣習は「妾の人格を無視し天賦の自由を束縛し公序良俗に反する」と述べ、さらに「蓄妾の制は天理に背き人道に悖り文明諸国では之を認めない」と言い、妾に有利な判決を下した。『台湾日日新報』では「公明なる新判決に拠り・虐けられた本島婦人に・恵まれた自由と平等・蓄妾制度を廃せよ」という見出しで報道され、また『台法月報』では「蓄妾制度を破る新判決」という表題で取り上げられた。以降、妾も離縁権を有するという判断は台湾の「慣習」となったのである。

前引の陳昭如は、この判決内容から植民地法院に与えられた「伝統」を決定する権力は、「文明化の任務を遂行する権力」でもあると指摘している。

（中略）このように「文明諸国の理」を掲げて行われた旧慣の改造は、植民地支配を正当化する文明化事業を具体的に遂行したのである。植民地と被植民者の位置関係において、遅れた伝統の被害者とみなされた台湾女性は、植民地社会の劣等的な従属地位の象徴となり、近代性を代表する日本植民者はそれを文明化する解放者となる。つまり、これらの二項対立はお互いに定義しあう関係にあるもので、後進的な伝統の台湾と進歩的な文明の日本は互いに相手の存在を前提とするのだ。[21]

陳は更に、「慣習／伝統」は植民地支配を正当化する武器のほかに、植民地支配・同化に抵抗する盾でもあるという側面を提示している[22]。そうした植民地における「慣習／伝統」の両義性を端的に表しているのは、台湾議会設置請願運動であると思われる。台湾議

会の設置を通じ、台湾総督の専制統治を牽制して台湾の自治の獲得を志向していた植民地の知識人たちは何に拠って帝国議会のほかに、単独で台湾議会の設立の必要を唱えたかというと、それは他でもなく、台湾において現地の特殊な要求が存在するということである。しかし、その特殊な要求は即ち、冒頭に触れた「統一的領土に編入せられ得ない事情」、つまり台湾総督に専制的立法権を与えた六三法[23]が制定された理由でもあるのだ。

ここで「外地」の中における「慣習」を検討したところ、もう一度「慣習」として容認された妾制度に戻ろう。上述したように、夫妾婚姻において夫しか離縁権を有しない慣習を否定し、妾に離縁権を与えた植民地法院の権力は確かに大きい。ところが、法院は「不告不理（公訴の提起がなければ、裁判所が審理を行うことは許されない）」という原則の下で運営するので、被植民者が訴訟を起こさない限り、植民者は法院を通じ「伝統」を認定する権力を発動できない[24]。「権利」と「権力」が同時に生成する状況ではあったが、植民地時期の妾に関する判例を見ると、法院は「外地」における妾たちに自身を束縛する慣習とそれと闘う場とを同時に提供したのであった。

ところで、法と言えば、あたかも一枚岩のように揺るぎがないものとして認識されるが、冒頭で引用した清宮四郎は日本帝国の法制の展開について次のように語っている。「一方において内地・外地といふ地域的区分が存し、また、他方において内地人・外地人といふ人的差別が認められる結果、いはゆる法の属人的通用と属地的通用とが錯綜し、現行法の規律する関係はかなり複雑な現象を呈してゐる。」[25]以下では、台湾の妾制度をめぐる二人の植民地官僚の論考を取り上げ、妾に関わる法的規範の複雑な現象を検討していきたい。

１．３　「異法人域」としての「外地」

まずは、台南地方法院検察官長を務めた石橋省吾の論文からみてみよう[26]。石橋は著述において、刑法における姦通罪、重婚罪、略取誘拐罪、窃盗其の他財産権侵害罪を取り上げ、刑法の観点から妾の法的位置づけを検討している。その中でもっとも興味深いのは、台湾における妾に対して姦通罪は成立しないという論点に関する言及である。

石橋によれば、台湾において法制上妾を認めているということは一夫多妻制を認めたというわけではない。その理由は、妾は正妻に準じる者でありながら正妻でなく[27]、家における地位は正妻より低く、「妻」と同等の地位を有する「配偶者」ではないからである。それがために、1880年以降、既に妾という名称を廃止した刑法においては、妾の性を取り締まることができない。ここで注目したいのは、日本において、一夫一婦の夫婦の対等に基づき、法制上早くも廃妾を実現したが、民法や刑法の法規を見ると、それはあくまでも形式上の廃妾であることが分かる。その事情を最も端的に表しているのは、刑法における姦通罪は有夫の婦、つまり妻のみに科せられるものということである[28]。ところが、そ

ういった「内地」の法制における性の二重規範は、「外地」の妾には通用できなかった。法律上からみれば、「外地」の妾は「内地」の妾より多く「権利」を享有していて、性規範の観点によれば、民法が規定する「妻」より、「夫」との間の平等が確保されている。そうなると、「内地」の妾たちは権利を獲得するため、皆「外地」に移住するのではないかというと、そう簡単にはいかない。何故なら、台湾の妾が棲む「外地」は「異法領域」ではなく、「異法人域」であるからだ。

前述のように、勅令第四〇七号「台湾ニ施行スル法律ノ特例ニ関スル件」の第五条「本島人ノミノ親族及相続ニ関スル事項ニ付テハ民法第四編及第五編ノ規定ヲ適用セズ別ニ定ムルモノヲ除クノ外慣習ニ依ル」によって、台湾における妾制度は日本統治期を通じて存続していた。条文において「本島」ではなく、「本島人」のみの親族及び相続事項は慣習によると定められているので、正確に言えば、法律上承認されていたのは「外地」における夫妾婚姻ではなく、「外地人」の夫妾婚姻である。しかし、ここでいう「外地人」の夫妾婚姻という解釈の仕方もまた、曖昧である。石橋は論文の中で、「本島人以外の女が本島人の妾として婚姻したるときに於ても、其の身分関係は本島人の女が妾となりたる場合と変りはない」と述べているが、そういった法令の解釈は重大な事態を招いてしまう可能性があることを別の植民地官僚は感知した。それは、台湾での戸口規則の制定に関与し、警務局に勤めていた畠中市蔵である。

畠中によれば、勅令第四〇七号第五条で「本島人ノミノ」というのは、身分関係を結ぶ両者とも「本島人」とすべきである。つまり、外地人の男性は内地人の女性や外国人の女性を妾にした場合、その関係は法律上容認されないこととなる。畠中がそこまで条文を厳密に解釈する理由は、外国人（特に中国人）の女性が本島人の妾として入籍することにより、容易に日本国籍を取得することを危惧したからである[29]。このように属人的に適用される勅令第四〇七号第五条をめぐる解釈の違いによって、帝国日本の対外の境界線は大きく変動するのである。

台湾では、妻は一人しか迎えられないのに対し、妾の数に制限はない。また、夫妾婚姻の管理は比較的に緩く、当事者の意思のみで成立する。畠中の解読のように、夫妾婚姻は本島人男女の間のみ認められると解釈する場合、それは所詮帝国内の「外地」での出来事に過ぎず、「外地」の能動性は抑えられている。一方、石橋の理解のように、本島人男性は自由にいかなる女性を妾にすることが出来るならば、「異法人域」の「外地」はダイナミックに帝国日本の対外の境界線を揺さぶる活気を獲得する。

以上、日本帝国の「外地」の妾という観点で、植民地支配下台湾における蓄妾が存続することとなった経緯を追いながら、妾に関わる植民地法制を検討してきた。その中で最も注目に値するのは、「地域」ではなく、「人域」という視点で「内地」と「外地」の関係を

捉える場合、「内（優位）」と「外（劣位）」という観念は必ずしも自明なものではないことである。そういった「内」と「外」の様相をより深く探求するために、次に小説『陳夫人』の考察に移り、登場した妾たちを通して「外地」台湾に内蔵されたさまざまな「外地」をみていきたい。

2.『陳夫人』からみる「外地」の妾

前述のように、これまで庄司総一の作品『陳夫人』は、台湾総督府が推進した「内台人の同化融合」の体現、「内台共婚」という視点で読まれてきた。小説全体からすれば、そう読まれるのが妥当なところだが、植民地支配という大きな時代状況を背景に、『陳夫人』は実に地道に台湾社会とその家の時代相を描き出している。まずは作品の粗筋を紹介しておこう。

五十嵐安子は女学校を卒業後、東京の叔父の家に寄宿していた。ある時、教会で台南の資産家陳家の長男で、現役の帝大法科の学生でもある陳清文と出会い、やがて結婚を申し込まれる。だが、安子の両親をはじめ親戚の者たちは陳清文が台湾人であるため、二人の結婚を承知しなかった。にも拘らず、陳清文が十年近い内地生活を終えて帰郷する際に、安子も嫁として台湾へと渡る。物語の時間は、安子が陳家に嫁いで約二十年間、第一部の「夫婦」は、二人の最初の十年の結婚生活を中心に、安子が五十余人の陳家において台湾家族の生活様式、風俗習慣などを観察し、溶け込もうと努力する様子が描かれている一方、夫の陳清文は家庭と植民地社会の現実にぶつかり、やがて理想の破滅を味わうことになる。そして次第に、陳清文は内地人である妻の安子と疎遠になってしまう。だが、第一部の終わりにおいて二人は再び分かり合い、これから変化するであろう陳家の未来に向かって身構えるのであった。第二部の「親子」は、安子と清文の娘清子が直面した混血児のアイデンティティ問題を中心に、従兄弟の陳明の清子に対する恋愛感情や、皇民化運動の最中にいる若き世代の苦悩を描いている。陳家の中で「自分ひとり変わり種」だと自覚する清子は、「自分は内地人であり台湾人だ。といふことはそのどつちでもないことではないか」という「ちぐはぐな気持」に駆られ、次第に台湾人である父親に対して憎悪を抱くようになった。度重なる葛藤を経て、最終的に清子は台湾人としての自己を受け入れ、父親との和解に達したのである。

『陳夫人』は長男陳清文一家の夫婦と親子関係を縦糸に、家長陳阿山、その妻阿嬌、次男景文、三男瑞文などから成る陳家の家庭生活を横糸とし、プロットを展開している。その横糸の物語の中で最も重要な位置を占めるのは、陳家の妾たちであると思われる。彼女らを通して「内台共婚」という観点だけでは捉えきれない人々の心理的な動き、植民地下

重層的な生活模様が見え、多様な「外地」が浮かび上がる。

２．１　妾の子供

物語は、長男清文が十年近い「内地」生活を終え、美しい「内地人」の妻安子を連れて故郷の台南に戻るシーンから始まる。が、彼らを出迎えに出たのは家族の者による温かい歓迎ではなかった。その理由は、異端者としての「内地人」の嫁を作ってきたからだけではなく、やがて、三男瑞文の口から安子に、夫清文の秘密が明かされる。

「お母さんの子ではないんです、清文兄さんは」（「夫婦」、42）

元来、家長の陳阿山には正妻がいて、夫婦の間に一女二男がいたが、妻と二人の男の子はある年の悪疫に侵されて一度に亡くなった。あまりにも傷心した阿山は、その不幸が起きる前に女中の玉女との間にもうけた子供の清文を跡継ぎに据えたいと思うようになった。清文を自分の嫡出子にするために、阿山はその母である女中を正妻として入籍したが、後にすぐ離婚して、その女中を陳家から追放したのだった。その後、阿山はいまの妻阿嬌を迎え、次男景文と三男瑞文と何人かの娘達が生まれた。

清文自らは、誰よりも父陳阿山に可愛がられており、戸籍上において歴然たる長男である彼にとって、妾腹の出自がどれほど癪にさわることであったかについて語ることはなかった。しかし、物語の随所に現れる彼の言動には微妙な影がみられる。

「まあ、そんなに。お父様はとてもあなたに似ていらつしやるのね。お名前は阿山と仰言るんでしたわね。でも、わたし何つてお称びすればいゝのか知ら。お父様といふのは、台湾語で――？」
「阿爸（アバア）」
「お母様といふのは？」
「阿母（アボオ）……。そんなことはぢき覚えるから心配ないよ」と清文は云ひ、安子がもつと訊ねかけようとするのをそらすやうに、「あの親父はとても好々爺でね」と云ひ、父親の話を始めた。（「夫婦」、17）

理想家肌の性格の持ち主である清文は、『陳夫人』において謂わば典型的な「内地」の洗礼を受けた植民地知識人として現れる。彼は、家族の者たちの汚い習慣を咎め立て、「内地」式の生活習慣を積極的に取り入れ、新婚早々陳家在来の建物の横に、安子と二人で住む洋風の二階建てを増築した。中には、安子のための八畳の座敷、便所とシャワー付きの

タイル張りの風呂場、洋式の応接間と書斎、テレス、屋上庭園などが付いていて、陳家の中心で祖先の位牌が祀られる庁堂の屋根を見下ろしている。その高圧的な態度は家族の者たちの顰蹙を買うのではないか心配していた安子に対して、清文は「異端者」としての生き方を説く。

> 「（中略）われわれも強くならなくちやいかんな。それには、時として作略も嘘も用ひなければならないし、偉張つて見せる必要もある。生きるといふことは闘ふことなんだから、あんたのやうに徒らにおとなしく下手にばかり出ると、逆に相手からなめられてしまふ。家の人達に対しても、優しく御機嫌などをとらうとすると却つてつけ上つてしまふ。強圧的に高飛車に出れば、みんなはむしろおとなしくなつて、結果は家に平和をもたらすことになるぢやないか」（「夫婦」、29-30）

清文の言葉から、彼が陳家での人間関係や生活ぶりを窺い知ることができる。家の人たちに対しても身構えなければならない彼にとって、陳家という生活の場は普段から闘う場でもあり、長男でありながら、「何しろわれわれは異端者だらう」と、陳家における自分と安子の位置づけを同一視する。そういった彼が「内地」への拘りの背後に乗り越えようとする「血の問題」は、単なる台湾人と日本人の血の違いではなく、「入籍」だけでは払拭できない「庶子」としての血でもあるのだ。

既に紹介した植民地官僚の畠中市蔵は「台湾の妾に就て」と題した論考で、戸籍登録の導入が台湾の妾にもたらした肝要な影響を、次のように指摘している。明朝及び清朝の律法においては、「一夫一婦」ではなく、「一夫一妻」が婚姻の本義であり、それに徹するように、如何なる事情があっても妻を妾とし、妾を妻に昇格してはならない。台湾においてもこのように「一夫一妻」の制が守られていたが、戸籍登録の施行後、妻の死後妾を妻に昇格させることは可能で、台湾では一般的に行われていたという[30]。『陳夫人』においては、「入籍」という法的手続によって、妻と妾の固定的な位置づけの転覆に留まらず、庶子が嫡長子の位置に這い上がった事態まで描かれている。しかし一方、人々の深層心理に根差した「内」と「外」の分別は容易に法的身分によって超克できるものではなかった。

陳阿山にとって、子供目当ての「入籍」は、女中の玉女を「妻」として認定する意味をせず、結局、産みの母親がその身分の低さのため追放された事実は一生清文に付き纏う。偉くならなくてはという上昇志向に駆られた彼は、「内地」の日本への接近により、母親から受け継いだ「外地」の血を清めようとしたように思えるが、あいにく、そこでまた自分に刻印されたもう一つの「外地」に対峙することとなる。

妾制度、それが持つ本来の社会的意義は、言うまでもなく、男系の血統に基づく家の継

続である。妾を家の中に包摂しながらも、妻との間に格差をつけ更なる周縁に置く制度が犠牲にしたのは、妾になった女性だけではなく、庶子に当たるその子供でもあるのだ。その点は、『陳夫人』において母親の玉女ではなく、その子供陳清文に焦点を当てることで浮き彫りにされている。ところで、そのような後継ぎを得るための蓄妾は、陳家の息子たちの代になると、新たな様相を持つこととなる。

２．２　妾の恋愛

既に述べたように、1920年代において「恋愛」という新しい思想の洗礼を受け、青年男女は婚姻の自主性を求め、既存の婚姻形式の変革についての関心が高まった。そのため、蓄妾は法制上容認されているものの、社会的気運はむしろ廃妾の方向に傾けていた。先に触れた台湾議会設置請願運動を主導し、有力な台湾人士紳及び東京の台湾人留学生を主体とする新民会の機関誌、『台湾青年』誌上に見られる恋愛と結婚の論議を概観すると、まず「生殖目的」の結婚行為を動物的で、レベル低いものとして捉えるものが多く見受けられ、妾制度の社会的意義を否定している。快楽の追求や経済的な理由による妾の存在に関しては、女子教育を通じ、女性人格の確立により、なくすべきことを期している[31]。こうした論議からみると、伝統的な大家族制度に属する「陋習」の妾は、若い世代が望む「恋愛」の結合を通じて築く「家庭」とは遠い存在であるようだが、『陳夫人』において、新しい世代に属する陳家の次男景文と三男瑞文は意外にも妾を設けることに踏み切った。その理由はほかでもなく、「愛」のためであった。

> （中略）いまでも景文はまざまざと覚えてゐる。結婚して一週間目に玉簾の母親が訪ねて来た日、「お母さん、わたし嫁に來たけれどちつとも嬉しくないの。だつて、あのひとどうしても虫が好かないんだもの」彼女がそんな幻滅と不満を洩らしてゐるのを偸み聞いたのだつた。実際、彼女の愛情はいまにいたるまで花開かうとはしないのだ。それでも新婚一年ばかりは、美しい妻の愛を得ようと少からず苦しんだものであつた。（「夫婦」、74）

そういった妻玉簾の告白を受けた打撃に加えて金銭観も違った景文は、玉簾と頻繁にお金のことで喧嘩をしていた。やがて、景文は「俺といふ男を真に信頼し愛してくれる女はこの世にひとりもゐないのだ。さう考へるとやはり物足りなかつた」と思い、蓄妾を考えるようになった。驚くことに、「愛」を求める青年蓄妾者は何も景文一人ではない。

1920-40年代の『台湾日日新報』の紙面を開くと、一連の妾関連の記事がすぐ目につく。その内容を見ると、同居する妻と妾の修羅場、嫡子と庶子の財産相続をめぐる紛争、妾に

よる婚姻詐欺、妾の家出など、蓄妾の弊害についての話が大部分を占めている。その中で、特に目を引く内容は、身の上相談欄のものである。

> 私は二十三歳、妻は二つ下で三年前結婚しました。妻の生家は直ぐ隣家で母が生存中話を出した女ですが、私が嫌ひで断ってゐたのです。所が旧慣は親の葬式に嫁を参列させるのを孝としてゐる関係で、母の死んだ時親類の協議で母の望んだ嫁だからといふ理由で、無理矢理おしつけたものです。妻は怠者で鈍物で今日は三才の女兒を抱て育兒さへ実家の母の手をからねば出来ぬ始末です。勿論夫婦愛などいふものは初めから零で、昨年中一旦家に引取らしたが、同業者などが事情を理解せず、私を無情漢扱ひしたり又親類などが親の定めで■った妻は死ぬまで連添ふべきだといふ論法で責めるので、已むなくまた復縁したのです。がどう考へても此の女と一生終るのは情ない何とか離別の途はないものでせうか、どうしても離別不可能とすれば、それはそれとして別に妾を持ちたいと考へてゐますがどうでせうか。妻を離縁して更めて正しき結婚をするか、■いままで蓄妾するか進退に窮してゐます御示教願ひます（MK）[32]

MKの言葉から察するに、親及び親類の所存で結婚を迫られたMKは、妻と離婚し「正しき結婚」ができない場合、一歩下がって蓄妾することを、彼が陥っていた「夫婦愛」のない婚姻という状況の解決策の一つとして考えていた。それも無理のないことだった。「妻」の決定権をいつまでも親に握られていた青年たちにとって、比較的に自分の意思で選べる「妾」は彼らが夢見る「恋愛結婚」により近いものであったと言えよう。しかし、『陳夫人』はただ「夫婦愛」を渇望する青年男性の苦悩を描くことに留まらなかった。更に、同様に「夫婦愛」を得られない妻はどうすればいいのか、また、妾になった女性から見れば、自分と青年蓄妾者との間の関係は果たして相互の愛情と合意によって結ばれる「夫婦」関係でありえたのか、もっと突き詰めると、理想的な「家庭」作りに欠かせない「愛」とはいったい何なのかなどの問題を浮き彫りにしている。

陳景文の妾になった楊龍の父親は彼に負債があり、返済のかわりに娘を提供しようと申し込んだ。楊龍は綺麗ではなかった。体つきが大きくて、顔つきも平凡で表情を欠けている。景文はこんな娘に惹きつけられた自分を恥だとさえ思った。しかしある日、楊龍の告白した秘密で、景文はやっと自分が楊龍に惹かれたのを納得できるようになった。約十年前に、楊龍は不意に家の二階の部屋の壁の内部には細長い溝が出来ているのを発見し、以来、彼女は花売りで儲けたお金やお小遣いをすべて壁の穴の中に入れた。両親に気づかれなかったし、その穴が深いため、彼女自身は入れた金を取り出す術もなく、年とともに金は溜まっていった。

妻の玉簾に「見錢死（守錢奴）」だと悪口を浴びせられた陳景文は、金銭に対してケチな男であった。浪費家の妻とは対極の存在だと言えよう。だから、楊龍の告白を聞き、「龍にとつては美しく着飾りたい本能的な慾求や世俗的な消費慾よりも、蓄積のうちにより激しい快樂が潜んでゐるやうであつた」と、景文は感激した。彼が楊龍を妾として迎えると決めた最終的な要素は、おそらくこの告白であった。生殖目的の「動物的結合」でもなければ、「肉慾の追求」でもなく、景文が妾の楊龍に求めたのは、まさしく新しい時代が要請した「恋愛結婚」が重要視する「精神的契合」であった。が、一回巻き戻そう。もう一度、楊龍の告白を聞き直そう。

およそ九年間コツコツと溜められたお金が、家の壁の中に静かに眠っているのを想像してみると、なんだかお伽話を聞いているようだが、楊龍という女性が生きた時代と社会状況を考えると、「お金を出すには家を毀さなければならないので……」「家の内に――家の壁の中にあたしの溜めたお金が入つてゐるんです」などの言葉は、なんという現実味を帯びるであろう。何時からか、娘は家計を助けることを期待されるにも関わらず、その努力は当たり前だと思われ、そのことで認められることはなかった。しかも、自分も支えてきた家の財産を相続するどころか、自分が家の財産の一部だと見做されることさえある。このように、楊龍は長年の貯金を下ろすこともできなければ、妾になる運命から逃れることもできなかった。『陳夫人』において、この告白は楊龍の最後の声であった。景文の妾として陳家に入った彼女は、黙々と四人の子供を産み、最後は病死する。『台湾日日新報』の相談欄を追ってみると、さきほど紹介した青年蓄妾者の語りとは対照的に、貧困の下で親に売られた娘たちの語りがさまざまに浮かび上がり[33]、台湾の妾制度に関わる階級とジェンダーの二重の周縁化の実態を窺うことができる。

次兄の景文のように、陳家の三男瑞文もまた「夫婦愛」のない婚姻に悩む一人の青年蓄妾者である。瑞文は自分と妻の春鶯との婚姻を不幸だと思い、長兄の内台結婚というもの、しかもそれが恋愛結婚でもあることが羨ましかった。次第に、瑞文は義理の姉の安子に対して恋愛感情を持つようになったが、それが報われず、失恋の感傷に浸っていた。その時、彼は後に彼の妾になった陳陣と出会った。陳陣という女性はやはり田舎の下層階級出身であるが、「蕃人」である彼女の登場によって階級とジェンダーによる二重の周縁には、さらなる「外地」の存在が浮上する。

２．３　妾の家出

（中略）オランダ人と蕃人が婚を通じたといふことから、陣の体にも白人の血が――たとへ大海の一滴にもせよ――入つてゐるといふことだけで沢山だつた。

もちろん、かうした浪漫者的な感興はしばらく後に――つまり紅毛人の血筋をひい

てゐる事実を確証した後に起つたことであつた。それで彼はたゞの蕃女と関係をしてゐるといふ屈辱感から救はれた。血の問題にこだはつたのはそのためで、実は初めて過ちを犯したときひどくいやな気がしたものであつた。（「夫婦」、p. 236）

陳陣は台湾の原住民である平埔族の生まれである。瑞文によれば、平埔族というのは「昔支那から渡つて来た移民と接して交易をしてゐるうち、文化の低劣から土地を奪はれ生活をせばめられていき、次第に台湾人といふ名の下に彼等に同化して、固有の風俗習慣と言葉を失つた民族のことである。だから、日本の統治下になつて一視同仁の制度の下でも、なほ平埔は日蔭者の屈辱を感じて生きなければならない」[34]のであった。既に紹介した星名宏修によれば、日台混血児の清子が積極的に台湾人としての自分を受け入れるという結末のほか、「蕃人」陳陣の登場もまた、『陳夫人』が同時期に書かれた皇民文学より秀逸である理由の一つだ。

「血の問題」の克服を重要なテーマとする「皇民文学」が、台湾人によって作られていた時に、庄司も『陳夫人』で同じ問題に取り組もうとした。そして「皇民文学」が設定した「日本人／台湾人」という枠組みとは別に、「漢民族／原住民」の間に根深く存在する「血の問題」を顕在化させたことの意味は大きい。だが彼はこの問題設定に対して、ここでも満足できる回答を与えていない。瑞文は、陳陣の身体に「白人の血」が流れていると思い込むことで、彼女の中の「生蕃」の「血」と、正面から向かい合うことを回避した。[35]

星名が指摘した通り、瑞文は陳陣の中の「白人の血」によって救われ、「無智下賤な蕃女」との「愚行」を悩まずに済み、この小説は二人を通して台湾社会における漢民族と原住民の関係性を突き詰めて描かなかった。しかしながら、『陳夫人』という作品自体は陳陣という女性と正面から向き合う姿勢をとっているように思える。

陳陣は「何だか可愛らしい動物のやうに野性的で同時にあだつぽい感じ」で作品の中で初登場した以降、「雌豹のやうな女」として描かれている。「素朴」、「純粋」、「力強い」、「野性的」、「勇敢」、「無礙奔放」などの性質を持ち、毒蛇に咬まれた瑞文を救い、空気銃で景文の娘を誤射した春鶯を庇って陳家から追放されたことから分かるように、献身的で「犠牲的精神」を備える人物である。王暁芸の考察によると、そのように造形された陳陣は後に原住民の戦争動員のために作られた映画脚本、「サヨンの鐘」の中で現れた勇敢で自己犠牲的な原住民女性サヨンを彷彿させる[36]。しかし、『陳夫人』では、陳陣をめぐって王が指摘したありきたりな「蕃人」のイメージのほか、妾になった一人の生身の女性として

の姿も描いている。その姿は「蕃人」としての彼女の表象を再考させるものであった。

妾とは何か。瑞文と春鶯の息子陳明から「わるいことしてるぢやないか。お母さんを不仕合せにして、僕たちをこんなに苦しめて……。馬、鹿馬鹿、わるい生蕃人、早く山の中へ帰れ、帰れ、帰らないと……」という罵声を浴びせられてから、陳陣は考えるようになった。それまで「いゝぢやないの。だつて、あんたが私の部屋に来る晩は、さういつもぢやないぢやないの」と考えていた彼女が、ハッキリと妾としての自分の位置を思い知らされたのは、咳き込んでいた瑞文の背中に手を差し伸べたところ、妻の春鶯は当たり前のように「いゝの、あなたはいゝの」と遮った時であった。去っていく二人をじっと見つめて、陳陣は初めて「春鶯を殺したい」ほど春鶯に憎しみを覚えた。しかし、そういった陳陣は結局空気銃で景文の娘を誤射した春鶯を庇い、彼女の代わりに陳家の者によるリンチを受けて陳家から姿を消した。ところが、物語の中では、春鶯から事件の真相を聞いた清文は、妻安子への手紙の中に、この事件について違った見解を語っている。

> この犠牲的精神はどうでせう。素晴らしいと思ひ、私はウームと思はず唸りました。しかし、それから再び考へ直すと、今度は何となし分らなくなつた。突嗟のうちに本妻の罪を引受けようと思ひつき、自分がやつたのだと一同の前で泣き喚いてみせた行為は、あの無智な女にしては出来すぎてゐる。あまりに芝居がゝつてゐますね。あなたはこの義侠的精神を美しいと考へるだらうか。いちばん初めに、毒蛇に咬まれた瑞文の腕を鎌で切り、おまけに毒血を啜つたといふあのひたむきな純粋な精神と行為、それとこのたびの事との間には何かしら距りが――つまり意識的な作意のあとがありはしないか。そんなふうに考へたが、それにしても、あゝした行為だけでも普通の人には容易に出来ないことです。（「親子」、pp. 55-56）

清文の言葉から、以前彼が語った「異端児」として生きるには「時として作略も嘘も用ひ」る必要があることを思い出し、陳陣は本当に春鶯を庇って陳家から去ったのか。もっと言えば、その誤射は本当に事故だったのかという疑問が湧き、献身的で自己犠牲的であるという「蕃人」像は揺さぶられる。陳陣が再び登場した時は既に脳膜炎で不治の身になり、永遠に彼女の口から真実を聞くことはない。もしも、陳陣は本当にその誤射事件を仕組んで陳家を去ることを目指したのであれば、「内地」への接近により「外地」の超克を試みた清文に対し、彼女が取った行動は「外地」からのさらなる自己追放であったと言えよう。しかし、陳陣の行動はそこで留まらなかった。

> （中略）……むかし陣家（ママ）を飛び出して田舎に戻つた当座はなかなか派手な存在たつた。

> 垢ぬけのした都會風の美しさが人目をひき、間もなく或る物持の妻になつた。だが、それも永くはつゞかず、自分から出たのか出されたのか分らないが、三ヶ月ほどするとその家を飛び出し、何處かの部落にいつてしまつた。それ以来、彼女はあつちの部落こつちの部落と落着なく歩き廻り、その都度妾だか婢女だか知らないが、ともかく金持の家に入りこみ、入り込んだと思ふと忽ちおん出てしまふといふ始末だつた。……（「親子」、195）

陳陣の繰り返した家出は自発なのか、強制されたのか、誰も知りえない。しかし、一つ言えるのは、何度も家を出たというのは、彼女は何度も家へ戻る運命を選び直したことを意味する。出身の村の村人の反感を買った瑞文を逃がすために、やむを得ず村から離れ陳家の人となるしかなかったのと違い、彼女が自ら、何度も同じ運命を選び直した。陳陣は陳家を出た後の境遇について、一言も語らなかったが、死ぬ前に生まれた村に現れた「髪もきつちり結び、烏油綢（オユウテイウ）の上衣と褲（ズボン）をつけ、鞋（クツ）さへ履いてゐた」陳陣の姿は、「この女どんな賤しい惨めな身の上になつたゞらうと考へてゐた人々を少からずがつかりさせた」ものであった。

おわりに

以上、植民地台湾における妾制度に焦点を当て、妾に関わる法制の展開及び小説『陳夫人』を読み返すことで、地域、ジェンダー、階級、人種・エスニシティから成る錯綜した「内」と「外」の関係を内蔵する植民地下の重層的な生活模様を考察してきた。

台湾における植民地法体制を確立する際に、日本政府は植民地支配の円滑な運営を図るため、各植民地において日本の法秩序と相容れない「慣習」による特殊立法措置を認めるものとなり、その結果として「内地」と「外地」が生成したのであった。1920年代初頭、台湾総督府評議会における日本の民商法の施行をめぐる論議の中で、日本民法の全面施行により「内地」と「外地」の区別を解消する契機が現れたが、結局、台湾において、民法の相続編及び親族編は適用されず、蓄妾を含み、招入婚、養媳などの慣習が存続することとなり、日本帝国内の「内」と「外」という画定は依然として存在していた。そのような結果となった理由は、「外地」における「慣習」が植民地支配側にとっても、被支配側にとっても、重要な役割をしていたからだと思われる。

植民地支配を合理化するには欠かせないのは文明対未開の二項対立的な認識であるが、その形成においては、妾制度のように、「文明国」が容認しない「陋習」が台湾社会の「遅れ」の象徴となり、近代的な植民地法院はそれを文明化する役目を担うのである。そうい

った「外地」における「慣習」の機能を理解しながらも、植民地の知識人がなおかつ「慣習」を手放せないのは、台湾の自治の獲得を志向していた彼らにとっては、単独で台湾議会の設立の必要を唱えるには、台湾において現地の特殊な要求、すなわち「慣習」が存在することを主張しなければならなかったのだった。そうした情況の中で、妾は単に一方的に周縁化された存在ではなく、植民地法院への提訴という手段によって、妾にも離縁権があるという新しい「慣習」の生成に加わり、自らの生の新しい道を切り拓いた。また、「外地」の妾の存在により、属人的通用と属地的通用とが錯綜した帝国の法的規範の複雑さ及び曖昧さは露呈されている。

一方、『陳夫人』という作品は上述した植民地の情況を背景にし、別の視点で台湾の妾をめぐる重層的な「外地」を描いている。まずは男系血統に基づく家に根深く存在する妾及び庶子の差別問題、次に「婚姻自主」や「恋愛結婚」を要請する新時代において、持てる者の青年蓄妾者と親に売られた持たざる者の娘により反映された妾制度に関わる階級とジェンダーの二重の周縁化、最後に登場したのは、台湾社会が抱えた階級とジェンダーによる二重の周縁の中で「蕃人」というさらなる「外地」の存在であった。登場人物のさまざまな生には、帝国内の地域、ジェンダー、階級、人種・エスニシティにより形成された「内」と「外」が複雑に交差していることが明らかになった。ここには「内地（優位）」と「外地（劣位）」という二分法では容易に捉えることができず、絶対的な優位にあるはずの「内」の存在の自明さを再考させる契機が内包されている。以上のような認識の到達点をふまえて、今後さらに『陳夫人』が描いた「内台共婚」の問題を追求してゆきたい。

注

1）第二次世界大戦の戦況が激化し、総力戦体制を確立するための行政改革によって、樺太は1943年４月より「内地」に編入されることとなった。詳しくは、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍――満州・朝鮮・台湾』明石書店、2010、pp. 130-132を参照すること。

2）清宮四郎『外地法序説』有斐閣、1944、p. 29

3）遠藤、前掲書、pp. 124-133

4）清宮、前掲書、pp. 43-44

5）本稿の執筆にあたって、『リバイバル＜外地＞文学選集　第二十巻　陳夫人』大空社、2000. 10を参照する。

6）公演の脚本は、森本薫と田中澄江による共同脚色になり、演出を担当したのは久保田万太郎である。

7）管見の限り、主なものは以下の通りである。

・浜田隼雄「庄司総一氏の陳夫人について」『台湾時報』第257号、1941. 5、pp. 75-78

・田子浩「陳夫人に就いて」『台湾文学』創刊号、1941. 5、pp. 92-105
・呂赫若「『陳夫人』の公演（一）」『興南新聞』第3706号、1941. 5. 20
「『陳夫人』の公演（二）」『興南新聞』第3707号、1941. 5. 21
「『陳夫人』の公演（三）」『興南新聞』第3708号、1941. 5. 22
「『陳夫人』の公演（四）」『興南新聞』第3709号、1941. 5. 23
「『陳夫人』の公演（五）」『興南新聞』第3710号、1941. 5. 24
「『陳夫人』の公演（六）」『興南新聞』第3711号、1941. 5. 25
なお、「公演（一）」の中に、『陳夫人』の広告ビラに印刷された、小説家石坂洋次郎の読後感の引用がある。また、「公演（一）」から「公演（四）」は、小説に関する論評であり、「公演（五）」及び「公演（六）」のみが文学座での演出についての批評である。
・陳紹馨「小説『陳夫人』に現れたる台湾民俗」『台湾民俗』創刊号、1941. 7、pp. 4-9
・陳紹馨「小説『陳夫人』第二部にあらわれた血の問題」『台湾時報』第276号、1942. 12、pp. 111-118
・星名宏修「中国文学あれこれ43大東亜文学賞受賞作『陳夫人』を読む」『季刊中国』第52号、1998、pp. 64-72
・王暁芸「庄司総一の『陳夫人』に見るハイブリッド文化の葛藤」『アジア社会文化研究』第８号、2007、pp. 39-66

８）陳（1942）、前掲論文、p. 116。同文において、陳紹馨は、「所謂血の相違は、多くの場合異つた運命共同体における文化的歴史的形象の相異」の表れであり、より「大きな運命共同体に完全にとけ込む」ことによって、血の問題は越えられるという結論を出している。

９）星名、前掲論文、p. 69

10）陳（1941）、前掲論文、p. 4

11）養、台湾語「媳婦仔（シンプア）」は、よその幼女を少額の聘金（結納金）で引き取って養い、日後おのれの子に配するものである。（杵淵義房『台湾社会事業史』徳友会、1940、pp. 494-497を参照）

12）「評議会官制発布　初会議は来る十一日」『台湾日日新報』、1921. 6. 1

13）向山寛夫『日本統治下における台湾民族運動史』中央経済研究所、1987、pp. 576-581

14）「評議会に諮問されし　三案と当局の説明」『台湾日日新報』、1921. 6. 15

15）評議会員顔雲年「諮問案に対する意見書」『台湾日日新報』、1921. 6. 28、評議会員黄欣「民法施行に就て（下）」同上、1921. 7. 12

16）第二回評議会にて、黄欣は日本民法の全面施行を支持する底意を以下のように語っている。「元来私ハ何故ニ除外例無シニオ願致シタイカト云フコトハ法律論ニアラズシテ政治論トシテ是非願ハナケレバナラスコトト考ヘマス。私ハ曾テ学校ノ講義ヲ聴テ居リマス。時ノ講師ハ山田博士デ国際私法ヲ教ヘテ下サイマシタガ、台湾ノ人ニ講義ヲ致シマシタ所デ、コウ云フ事ヲ先生ガオ話サレマシタ。ドウモ台湾人ハ事実上ノ人間ニシテ法律上ノ人間ニアラズト言ハレマシタ。サウ云フ言葉ヲ承ハリマシタ私ハ涙ヲ落シテ法治国トシテ同ジク日本臣民タル者ハ日本ノ法律ノ支配ヲ享ケテ事実上ニモ法律上ニモ完全ナル人間トシテ是非アル機会ニ願ハナケレバナラヌト云フコトヲ深ク感ジテ居リマス。」『第二回台湾総督府評議会会議録』台湾総督府評議会、1922. 12、p. 178

17）招入婚は招夫と招壻の二種類に分けられる。招夫は、前夫の家に留まる寡婦が迎えた後夫のことを指す。招壻は、女性が実家に留まって成婚した夫のことを指す。（杵淵、前掲書、pp. 485-486を参照）

18）陳昭如「台湾における法的近代化とフェミニズムの視点―平等追求とジェンダー喪失」高橋哲哉ほか編『法と暴力の記憶　東アジアの歴史経験』東京大学出版会、2007. 3. 22、pp. 158-161

19）難読部分を意味する。以下同様。

20）『第一回台湾総督府評議会会議録』台湾総督府評議会、1921. 6

21）陳、前掲論文、p. 160

22）詳しくは同上、pp. 161-163を参照すること。

23）1896年３月31日に制定された法律第六三号「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」を指す。

24）同上、p. 161

25）清宮、前掲書、p. 46

26）台南地方法院検察官長・石橋省吾「本島に於ける妾と刑法上の問題」『台湾警察時報』第30号、1931. 4、pp. 13-15

27）妾の法的身分及び権利に関しては、妾は妻に準ずるものとして夫家に入り、夫及びその家族との間に親族関係、服喪関係があり、夫との間は同居する義務、及び扶養の義務を負う。妾の生んだ子女は夫の認知を要らず、当然庶子たる身分を取得する。しかしながら、妾と妻の間は名分の違いにより、貴賤の別がある。（姉歯松平『本島人ノミニ関する親族法並相続法ノ大要』台法月報発行所、1938. 5、pp. 136-138を参照。妾と妻の貴賤の別についての詳細は、杵淵、前掲書、pp. 467-471、『台湾私法』第２巻上巻、臨時台湾旧慣調査会、1910-1911、pp. 427-442を参照すること。）

28）詳しくは、早川紀代『近代天皇制と国民国家』青木書店、2005. 12、pp. 103-110を参照すること。

29）警務局・畠中市蔵「本島人対支那人の夫妾関係と其の出生子の法律上の地位」『台湾警察時報』第256号、1937. 3. 6、pp. 17-23

30）畠中市蔵「台湾の妾に就て」『台湾時報』台湾総督府、1934. 5、p. 68

31）管見の限り、主なものは以下の通りである。

・陳崑樹「婦人問題の批判と陋習打破の叫び」『台湾青年』第一巻第四号、1920、pp. 24-30。
・林双随「私の台湾婦女観」同第一巻第四号、1920、pp. 43-45。
・范志義（蒼亨）「結婚の改善を絶叫す!!」同第一巻第五号、1920、pp. 60-64。
・黄璞君「男女差別撤廃」同第二巻第一号、1921、pp. 34-36。
・楊維命「論婚姻」同第二巻第二号、1921、pp. 32-37。
・周桃源「婦人問題の根本義を論じ且つ台湾婦人界の悪現状を排す」同第二巻第四号、1921、pp. 23-32。
・蘇儀貞「新時代的婦女和恋愛結婚」同第三巻第一号、1921、pp. 13-16。
・陳崑樹「婚姻を論ず（上）―婚姻の進化と目的」同第三巻第一号、1921、pp. 38-44。
・陳崑樹「根本的婚姻革新論（続前）」同第三巻第五号、1921、pp. 28-47。

32）「身の上相談／離別か蓄妾か」1936. 8. 12

33）「身の上相談／愛する娘が妾にやられさう」同上、1931. 9. 11、「身の上相談／養家先で妾にされ　我慢できない」1931. 11. 18、「身の上相談／妾になったのを怒り弟が家出」1933. 3. 17、「身の上相談／親が富豪の妾に行けとせがむ」1933. 12. 14、「身の上相談／妾生活に泣く」1936. 4. 23

34）「夫婦」、p. 233

35）星名、前掲論文、p. 70

36）王、前掲論文、pp. 55-56

（てい　きき　大阪大学大学院文学研究科博士後期課程）